

相馬野馬追の通行許可申請について（ご案内）

（原町区内・令和6年5月25日（土）、26日（日）対象）

相馬野馬追執行に際しましては、日頃よりご理解と協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、例年相馬野馬追を円滑に執行し、また車両から観光客を始めとする歩行者の安全を守るため、相馬野馬追執行委員会から南相馬警察署へ依頼し交通規制をかけています。

住民や事業者の皆様の中には、社会生活上やむを得ない理由等で車両の通行が必要となっており、ご不便をおかけしております。このことから、南相馬警察署と協議し、下記の申請条件に該当する車両のみ、交通規制区域内の車両通行禁止道路を車両で通行することが可能となる通行許可証の申請ができるようになっております。

つきまして、通行許可証を必要とされる方におかれましては、ご面倒をおかけいたしますが下記の内容をご確認のうえ、申請をしていただきますようお願いいたします。

なお、このお手続きは車両通行禁止道路を通る必要性がある場合のみとさせていただいており、申請条件に該当しない車両や、迂回・時間の調整等により通行が可能な場合は対象外とさせていただいております。

記

◆申請条件

- ①規制区域内の自動車保管場所（居宅・車庫等）へ出入りする車両
 - ②規制区域内の事業所（勤務先等）へ出入りする車両
 - ③規制区域内へ貨物の運搬、工事等業務上やむを得ない事情がある車両で、他に手段及び方法が無い場合
 - ④社会生活上やむを得ない事情がある車両で、ほかに手段、方法がない場合
- ※上の条件以外で特別な事情がある場合は相馬野馬追執行委員会事務局に相談のうえ、申請できる内容であるか確認してください。

◆申請書類

申請の際には、次の書類が必要になります。

- ・通行禁止道路通行許可申請書（裏面）
- ・通行許可を受けようとする車両の自動車車検証（写し）
- ・当日（主に）運転する方の運転免許証（写し）
- ・必要に応じて申請条件が確認できるような書類の提示をお願いする場合があります。

※複数台の通行許可証を必要とする場合は、台数分の(2)及び(3)をご提出ください。

◆申請・お問い合わせ先

相馬野馬追執行委員会事務局（南相馬市原町区本町二丁目27 南相馬市役所 北庁舎1階）

○受付窓口：平日のみ 8:30～17:15

○電話／FAX：0244-22-3064 / 0244-22-3100

・郵送等での申請も可能ですが、通行許可証の郵送の対応はしていませんので、窓口にてお受け取りをお願いします。

・通行許可証については、申請する車両の件数によりますが、発行に1日～2日かかる場合があります。余裕をもって申請をお願いします。

交通規制の内容など、相馬野馬追に関することはホームページで確認することができます。右記のURL、またはQRコードからアクセスできます。情報は随時更新されます。

相馬野馬追

検索

URL: <https://soma-nomaoui.jp/>



通行禁止道路通行許可申請書

令和6年 月 日
相馬野馬追執行委員長 殿

申請者 所 属: _____
氏 名: _____
住 所: _____
電話番号: _____

※申請者に通行許可証を全てお渡しするようになります。
※氏名は自署であれば、印鑑は不要です。
※電話番号は日中連絡がつく番号にしてください。携帯電話番号を推奨しています。

次の申請条件のいずれかに該当するため、下記の車両が令和6年度相馬野馬追時(5月25日から26日)の南相馬警察署の原町区内における交通規制区間の車両通行禁止道路を通行できるよう、車検証の写し及び運転する者の運転免許証の写しを添えて通行許可申請いたします。

また、次の注意事項について、確認し承知いたしました。

- 申請条件(次の条件以外で特別な事情がある場合は相馬野馬追執行委員会事務局に相談のうえ、申請できる内容であるか確認してください。)
 - ①規制区域内の自動車保管場所(居宅・車庫等)へ出入りする車両
 - ②規制区域内の事業所(勤務先等)へ出入りする車両
 - ③規制区域内へ貨物の運搬、工事等業務上やむを得ない事情がある車両で、他に手段及び方法が無い場合
 - ④社会生活上やむを得ない事情がある車両で、ほかに手段、方法がない場合
- 注意事項
 - ・車検証の写し及び運転免許証の写しが添付されているか、またその写しの文字等が判別できる状態か確認してください。
 - ・車検証及び運転免許証の有効期限が切れていないか確認してください。
 - ・申請書及び添付書類などの内容は、南相馬警察署と共有させていただきます。
 - ・申請内容等に虚偽等が発覚し、また悪質と判断した場合、許可の取り消し及び許可書の返納を命じることがあります。
 - ・通行許可書をお持ちの場合でも、事故防止のため、通行を制限する場合があります。
 - ・南相馬市警察署からの要請により、申請は、馬運車及び御用車など、必要不可欠な車両のみとして下さい。
 - ・お行列中は、通行許可証があっても通行できません。

記

No.	運転者氏名 (運転免許証記載の氏名)	運転者住所 (運転免許証記載の住所)	車両ナンバー (車検証記載の車両番号)	運転免許証 写し	車検証 写し	通行日	該当する 申請条件	備考
例	南相馬 太郎	福島県南相馬市原町区本町〇丁目〇〇番地	福島 500 み 12-34	添付OK	添付OK	25日	②	
1								
2								
3								